

競売代行委託契約書

_____ (以下、「甲」という。) と、株式会社クラスター (以下、「乙」という。) とは、
下記のとおり委託契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

記

第1条 甲は乙に対し後述事件番号につき、競売代行業務を委託し、乙はこれを受託します。

【 事件番号《令和 ケ・ヌ 》 所在地(物件名等)】

第2条 競売代行の遂行に際し甲から乙への委託手数料は次の通りとします。

- (1) 本契約締結時に、甲は乙に着手金として 金30万円(消費税別途要)を預けるものとします。
- (2) 乙が入札代行した金額(入札価格)が1,000万円超の場合は、甲は後述計算式に基づき、
代行手数料として着手金との差額を、乙に支払う義務を負います(金融機関3営業日以内)。

《 計算式 》 入札価格 × 3% - 既にお支払い済の着手金 = 代行手数料
(消費税別途要)

(例) 入札価格1,200万円・消費税率10%の場合、
1,200万円 × 3% × 1.1 (消費税分) - 330,000 (着手金・税込) = 66,000円
したがって、このケースの場合は、差額66,000円を追加でお支払いいただきます。

※但し、当該手数料には裁判所への諸費用・謄本ほか取得費用・融資関連費用は
一切含まれておりません。

- (3) 落札した場合、乙は甲に対し、(1)(2)の合計額を代金納付手続までの報酬として領収書を
発行致します。尚、落札できなかった場合は、前述の預かり金員を全額返金致します。
- (4) 代金納付手続以降の占有者交渉・残置物対応・改装等のご相談は別途費用が発生します。
- (5) 乙の提示した金額(落札に必要な推定入札金額)を下回る入札金額を甲が指定、その結果
落札できなかった場合、いかなる理由であろうとも、手数料として甲は乙に 金5万円を
支払う義務を負うものとし、乙は預かり金と相殺の上、残額を甲に速やかに返金します。
- (6) 甲は乙に対し支払う金員がある場合、現金を乙の事務所に持参、または、乙指定口座に
振り込むものとします。但し、振込手数料は甲負担とします。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

甲

住所 _____

氏名 _____

⑩

乙

⑩